

令和6年第1回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 令和6年3月13日
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委 員 長	中 村 美 穂	副 委 員 長	堀 真
委 員	松 林 敏	委 員	浦 川 圭 一
委 員	安 部 都	委 員	山 口 憲一郎
委 員	竹 中 悟		

欠席委員

な し

職務のため出席した者

議事課長 福本 美也子

説明のため出席した者

教育次長 山本 昭彦	教育委員会理事 鳥山 勝美
------------	---------------

(教育総務課)

課長 久原 和彦	課長補佐 山下 泰明
係長 島 美紀	

(学校教育課)

課長補佐 峰 修子

(生涯学習課)

課長 中尾 盛雄

課長補佐 細田 浩子

課長補佐 原 雅美

係長 岩瀬 博暢

(農業委員会)

局長 山崎 昇

係長 森 雅之

本日の委員会に付した案件

議案第23号 令和6年度長与町一般会計予算

開会 9時30分

閉会 12時07分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。

令和6年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に分割付託を受けました議案第23号令和6年度長与町一般会計予算の教育委員会所管分について審議を行います。

本案について教育委員会の教育総務課、学校教育課所管分について、提案理由の説明を求めます。

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

それでは教育委員会教育総務課学校教育課関連の令和6年度当初予算につきまして、ご説明いたします。事項別明細書の歳入につきましては、主なものをご説明いたします。

14、15ページをお願いいたします。12款1項3目教育費負担金1節教育総務費負担金のスポーツ振興センター共済保護者負担金です。小中学校に掛けております共済の保護者負担金で、要保護、準要保護の児童生徒を除く2943名分の負担金を計上をしております。続きまして20、21ページをお開きください。14款2項5目教育費国庫補助金1節小学校費補助金は、要保護児童生徒援助費補助金14名分、特別支援教育就学奨励費補助金43名分を計上しております。就学援助費に充当をいたします。公立学校情報機器整備費補助金は、5年度に引き続きGIGAスクール運営支援センター整備に伴う補助金で、小中学校の合計学級数に対する小学校数で小学校と中学校を案分した形で計上をしております。補助率は3分の1です。2節中学校費補助金は、要保護児童生徒援助費補助金12名分、特別支援教育就学奨励費補助金10名分を計上しております。公立学校情報機器整備費補助金は、先ほどご説明しましたGIGAスクール運営支援センター整備に伴う補助金です。続きまして26、27ページをお願いいたします。

15款2項7目教育費県補助金1節教育総務費補助金、不登校支援推進事業補助金は、補助率2分の1で適応指導教室事業に充当いたします。2節小学校費補助金、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目のない支援体制整備充実事業）は、医療的ケアを要する児童のための看護師資格を有する支援員の配置に係る補助金です。校内教育支援センター設置促進事業補助金および3節中学校費補助金、校内教育支援センター設置促進事業補助金は、不登校児童生徒のニーズに応じた多様な学び場や居場所を確保するための相談員配置に係る補助金です。次のページをお願いいたします。28、29ページですね。

15款3項7目教育費委託金1節中学校費委託金、キャリア教育充実事業委託金は、生徒自らが考え課題を見つけ、どう解決するか教育研究することでグローバルな視野を持ち、ローカルに活躍する人材を育成することを目的とするものです。16款1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金の6行目、奨学資金貸付基金運用収入と下から2行目の教育振興基金運用収入は、それぞれ存目計上です。次のページをお願いいたします。

17款1項6目教育費寄附金1節小学校費寄附金と2節中学校費寄附金につきましては

存目計上です。次のページをお願いいたします。32、33ページですね。18款2項6目教育振興基金繰入金1節教育振興基金繰入金は、給食共同調理場真空冷却機導入事業に充当するため、教育振興基金から繰り入れるもので、34、35ページをお願いいたします。20款5項1目1節弁償金の損害賠償求償金は、町内の学校で起きた不祥事で町が支払った損害賠償金に対する元教諭の弁償金となっております。月額1万1,000円、ボーナス時は2万円が支払われております。2目給食事業収入2節学校給食食材費負担金は、学校給食費の公会計化に伴い、児童生徒の保護者および学校関係者から食材費を徴収するものです。小学校児童2,402名、小学校関係者240名は月額4,650円、中学校生徒1,101名、中学校関係者110名は月額5,282円です。学校給食費の賄材料費に充当をいたします。次のページをお願いいたします。3目雑入、上から6行目、長崎県市町村振興協会国際交流支援事業補助金のうち15万6,000円が学校教育課分で、英語による長与町国際コミュニケーション活動、通称NICEといいますが、の消耗品費等に充当をするものです。3行下の住宅借上料返戻金はALT1名分の家賃の本人負担分で、教育総務費の住宅借上料に充当します。下から10行目、学校給食廃食用油売払収入は、学校給食費に充当いたします。以上で歳入の説明を終わります。

次、歳出につきましても主なものを説明いたします。ページ飛んで160、161ページをお願いいたします。10款1項1目教育委員会費です。8節旅費、費用弁償は壱岐市で行われる県市町教委連研究大会などにより昨年度よりも増額となっております。2目事務局費1節報酬のうち、新規で計上したあたらしい学校づくり検討委員会委員報酬は、議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例および議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に基づき学識経験者、学校関係者、保護者などさまざまな立場からの意見を参考にし、長与町における義務教育学校制度はじめとする新しい義務教育の在り方を検討していくため、新たに設置される委員会の委員報酬です。次のページをお願いいたします。2節給料から4節共済費は、教育長、教育次長、教育総務課職員5名および学校教育課職員7名分に係るもの。3節職員手当等、4節共済費、8節旅費の会計年度任用職員に係る経費は、学校教育相談指導員、学校運営指導員、適応指導教室、ALTなどの分です。7節報償費講師謝礼は、教育研修会講師分などです。次のページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料の住宅借上料は、先ほど申し上げましたALTの分です。18節負担金、補助及び交付金、主なものとして上から5行目、各種大会参加補助金は、中総体に関連する各種大会への参加補助、その1行下、スポーツ振興センター共済負担金などがあります。3目教育振興基金24節積立金の教育振興基金積立金は存目計上です。次のページをお願いいたします。10款2項1目小学校管理費です。1節報酬の下から2行目、学校運営協議会委員報酬は各校6名分、一番下の教育支援員報酬は、特別支援教育支援分16名分です。10節需用費の主なものとして、7行目の電気使用料、エネ

ルギー価格高騰や電力入札の状況から増額となっております。8行目の修繕費は、校舎および体育館の各補修を行うものです。11節役務費、上から6行目、インターネット接続料は、タブレット端末の家庭学習用のモバイルルータ、SIMカードなどの費用です。一番下のハウジングサービス料は、学校のサーバーを通信回線などの設備が整った施設内に設置するための経費です。次のページをお願いいたします。12節委託料の主なものは、長与町公共施設管理公社へ委託する5行目の学校図書校務補助員委託料、10行目の学校用務委託料です。7行目の設計監理委託料は、次年度に予定する長与南小学校体育館改修工事に伴う設計業務委託です。下から2行目GIGAスクール運営支援センター委託料の業務内容は、ヘルプデスクの運営、ネットワークトラブル等の対応、教員のICT研修などです。一番下、PCB含有検査委託料は、長与小、洗切小、南小における低濃度PCBの含有可能性がある電気設備の検査委託です。13節使用料及び賃借料の上から2行目、複写機借上料は、各校2台複合機を更新する予定です。3行目、電算機器借上料の主なものは、電子黒板93台分です。下から3行目ソフトウェア使用料では、統合型校務支援システム使用料、事業支援ソフトの使用料を計上しております。タブレット端末や電子黒板を用いた検索機能や画面共有、転送機能などにより、子どもたちの発表資料の作成やグループ学習、生徒の資料提示などを行っております。一番下LED照明賃借料は、長与小学校の照明をLED照明器具へ更新するための賃借料でございます。14節工事請負費、屋外附帯施設整備工事費は洗切小の高鉄棒撤去などを、校舎整備工事費は、洗切小、北小のトイレの洋式化工事などを行います。17節備品購入費、一般備品購入費の主なものは、タブレット端末およびその周辺機器の破損更新費用、高田小図工室の角椅子の購入、保健室用備品購入費の主なものは、長与小の洗濯機、南小のデジタル身長体重計の購入費です。給食用備品購入費の主なものは、北小学校の手洗いシンク、南小の配膳台などです。18節負担金、補助及び交付金の一番下、遠距離通学費補助金は洗切小5名、北小16名分を計上しております。次のページをお願いいたします。21節補償、補填及び賠償金の授業目的公衆送信補償金は、授業で必要かつ適切な範囲での著作物のコピーや遠隔合同授業における送信を補償金を支払うことにより無許諾で行えるものです。132円の2,400名分を計上しております。続いて2目小学校教育振興費です。1節報酬教育相談員報酬は、子どもと親の相談員5名分です。10節需用費の主なものは、学級用消耗品費および教科書改訂に伴う教師用教科書および指導書の購入費です。17節備品購入費、教材備品購入費は、教科書改訂に伴うデジタル教科書や体育用器具などの授業用備品の購入にあてます。19節扶助費の要保護、準要保護児童就学援助費は、要保護14名、準要保護331名、特別支援学級児童43名分相当を計上しております。次に、3項1目中学校管理費です。1節報酬の教育支援員報酬は、特別支援教育支援員6名分です。10節需用費の主なものとして、次のページの2行目、電気使用料、先ほど申し上げましたとおりエネルギー価格の高騰や電力入札の状況から増額となっております。3行目の修繕料は、校舎および体育館の各補修を

行う予定です。11節役務費、上から5行目、インターネット接続料は、小学校費で申し上げましたSIMカードなどの費用です。12節委託料の主なものは、長与町公共施設管理公社へ委託する7行目の学校図書校務補助員委託料、11行目の学校用務委託料です。一番下のGIGAスクール運営支援センター委託料は、小学校で申し上げたものと同内容となります。13節使用料及び賃借料の上から2行目、複写機借上料は、各校2台複合機を更新する予定です。3行目、電算機器借上料の主なものは、電子黒板39台分です。下から2行目、ソフトウェア使用料の主なものは、統合型校務支援システム授業支援ソフトの使用料です。次のページをお願いいたします。14節工事請負費は、長与第二中、特別教室のLED化工事、長与中、高田中のトイレの洋式化工事が主なものです。17節備品購入費は、タブレット端末およびその周辺機器の破損更新費用、第二中学校へのプロジェクターの購入などを予定しております。18節負担金、補助及び交付金の上から5行目、遠距離通学費補助金は、長与中39名、第二中学校21名分を計上しております。一番下の中学校部活動補助金は、外部指導謝礼1人当たり2万円の長与中学校10名、第二中学校16名、高田中9名、計35名分です。21節補償、補填及び賠償金の授業目的公衆送信補償金は、先ほど小学校で申し上げたものと同内容です。198円の1,200名分を計上しております。次に2目中学校教育振興費です。1節報酬の教育相談員報酬は心の教室相談員3名分です。部活動地域移行コーディネーター報酬は、休日の地域部活動移行に伴うものです。地域移行における相談窓口、情報発信、生徒、保護者、教職員の意識ニーズ調査の実施、地域スポーツクラブとの連絡調整、長崎県部活動の地域移行に関する担当者会への参加などが主な業務です。7節報償費は、総合的な学習と講師謝礼などです。10節需用費の主なものは学級用消耗品です。次のページをお願いいたします。17節備品購入費、教材備品購入費はワイヤレスアンプや体育用器具などの授業用備品の購入に充てます。19節扶助費の就学援助費は、要保護12名、準要保護157名、特別支援学級生徒10名分相当を計上をしております。次に5項1目奨学金です。奨学資金運営委員会委員5名の報酬それと費用弁償と積立金の存目予算となります。次に194、195ページをお願いします。7項3目学校給食費です。1節報酬から8節旅費までは経常的な経費となっております。次のページをお願いいたします。10節需用費、5行目の電気使用料は、再度の説明になりますが、エネルギー高騰や電力入札の状況から増額となっております。その下修繕費は、調理器具の修繕および共同調理場の廊下、会議室の雨漏り修繕が主なものです。7行目の賄材料費は、小学校児童および学校関係者2,642名掛け月額450円の11カ月分、中学校生徒および学校関係者1,211名の月額5,282円の11カ月分の食材費を計上しております。雑入の学校給食食材費負担金を充当しております。11節役務費口座振替手数料は、保護者の通帳から食材費負担金を引き落とす際の手数料1件当たり10円です。12節委託料の主なものは、長与町公共施設管理公社へ委託をする3行目、給食調理委託料です。下から4行目設計監理委託料は、共同調理場の真空冷却機導入工事に係る設

計業務および施工時の監理業務委託料です。14節工事請負費、共同調理場給食調理器具取替工事費は、共同調理場の真空冷却機の導入に係る附帯設備の更新工事分です。次のページをお願いいたします。17節備品購入費、給食用備品購入は、共同調理場給食調理器具取り替えに係る真空冷却機1基、カート3台分です。

続きまして主要な施策に関する説明書に、主要な施策、特別職・非常勤職員報酬一覧、補助金・負担金一覧、長期継続契約予定一覧、基金の状況が記載しておりますので、ご参照をお願いいたします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。

それでは量がかなりありますので、ページを追って質疑を受けたいと思います。まずは歳入の予算に関する説明書の14、15ページ、スポーツ振興センター共済保護者負担金のところですね。それから続いて20、21ページ、教育費国庫補助金のところですね、小学校費と中学校費補助金があります。続いて26、27ページの上段のところ。

安部委員。

○委員（安部都委員）

27ページの教育支援体制整備事業補助金で、これが看護師配置というところですが、現在のところ小学校、中学校でケア児の看護師がどのくらいいるのか、人数をもし教えていただければ。ケア児の方も含めて。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現在本町には医療ケアを必要とする児童生徒は1名となっております。小学生になつております。看護師、現在小学校1年生なんすけれども、保護者が対応しておりますが、保護者の就労等もございまして、看護師を配置する予定にしているんですが、看護師資格を持つ特別支援教育相談員を配置する予定にしております。

○委員長（中村美穂委員）

6年度に1名配置予定ということでよろしいですか。

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

6年度に1名配置する予定にしております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今この件で保護者の方も付き添いというところで、学校に1日その保護者の方がいらっしゃるというところでよろしいんですか。看護師とともに。そのところをお願いしま

す。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

血糖値の測定とインシュリンの接種になっておりますので、お昼前後の時間帯に学校に来られて観察というような形になっております。次年度は、看護師資格を持つ相談員、特別教育支援員の方が保護者の代わりに観察、そして見守りを行う予定にしております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

小学校と中学校に校内教育支援センター設置促進事業補助金というのが、去年までなかったものかなと思うんですけど、ちょっと教えてもらっていいですか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

本年度まで、昨年度も、小学校、中学校ともに親と心の相談員および心の相談員という形で相談員を配置しております。そして相談室という形で児童生徒および保護者等の相談業務であるとか、不登校児童生徒の支援等を行っておりました。今回國の方から不登校児童生徒をさらにケアしていこうということで補助金が入るようになりましたので、その補助金を充当するという形をとっております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

去年まではもう不登校支援推進事業ということで幾らか入っていたんですけど、増額される形で県の方からもらうという形でいいですか。國の方からになるんですか。ちょっとその辺を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

国からの補助金で、そして県から下りてくるというような形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。それではページを進めて次の28、29ページ、続いて30、31ページですね。続きまして32、33ページ、34から37ページですね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

35ページの学校給食食材費負担金2億549万9,000円ですけど、私の記憶では、昨年の当初予算は確か1億8,500万円ぐらい、1億8,000万円ではなかったのかなと思うんですが、結構増えてるみたいなんですが、増えていますか。増えていたら増えている理由をちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

令和6年度より給食費を児童生徒1人当たりまた学校関係者1人当たり30円、1食単価値上げをすることになりました。その分の価格のアップになっております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

ないようでしたら、歳出の方に移りたいと思います。160、161ページ。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

本会議の方でも聞いたんですけど、あたらしい学校づくり検討委員会委員報酬ということで、あたらしい学校づくり検討委員会というのが、外部からの意見を取り込むために設置されるみたいな話だったと思うんですけど、普通の教育委員会にも外部の人がいて、その中で今までやってこられたのかなと思うんですけど、それをまた新たに別の検討委員会を今立ち上げるという理由をもう1回教えてもらえたと思うんですけど。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

ご質問ありがとうございます。義務教育学校制度をはじめとするこれまで本町がまだ取り組んできていないものですので、学識経験者の方から義務教育学校制度ではこういうメリットもあるんだけど、こういうデメリットもあるというところは、ご意見を頂きながら、義務教育学校ありきではないんですけれども、義務教育学校制度も含めた義務教育学校の在り方を推進していきたいなというところを考えているところでございます。そのためには既存の教育委員会また事務局だけではなく、いろんな角度からいろんな立場からご意見を頂きながら、より良い長与町における義務教育学校制度および義務教育の在り方について研究をしてまいりたいと思っておりますので、外部の方の意見を取り入れたいなと考えているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

義務教育について検討をしなくてはいけない内容があるという認識でよろしいのかどうかっていうのと、これ他の市町とかにもこういうものがあるのかどうか教えてくだ

さい。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

施設整備の担当をしております教育総務課の方から、先ほどの質問でありましたこのタイミングでなぜなのかというところに対してですけど、皆さんご承知のとおり今高田南の区画整理事業が一括施工で大幅に進展を見る中、そして組合施行の区画整理も進んでいる中、高田地区の児童生徒数が、今まででは微減ではあったんですけども、これが一時的に増える状況というのが予測されています。我々もちょっとそこを危惧しているところでございまして、今高田小学校も普通教室の空き教室がもう1つしかないんですね。要はその増える児童生徒数を収めるキャパシティがもうない状況です。これに対して高田小学校を増築するであったりとか、もしくはプレハブを建ててその場しのぎをするという考え方もあるんですが、ご承知のとおり高田小学校というのはかなり築年時が長与町の中でも古い方の施設になっております。設備になっております。かつプレハブであると将来的な投資にはなり得ない。かなりの高額になりますので億単位のお金がやっぱり2年、3年でもかかりますので、かつその我々のコーホート変化率法という国も採用している人口推計の手法によって児童生徒数の推計をしましたが、2、3年ではもう解消できない。その2、3年では対応できないような期間の間、児童生徒数が増えるという試算になりました。ですので、そういった諸般の事情から高田中学校は、今のような状況においてもなおまだ空き教室があるという状況であるということと、今話にあった義務教育学校の9年間を1つの固まりとして見ることによって高学年を教科担任制にすることで、それを中学校に持っていく。要はその分小学校のキャパシティーを空ける。こういった施設管理面での理由というのが、今この検討をしないといけないという、その大きな一つの理由になっているところです。この検討委員会について他の市町もあるのかというところでございますが、全ての自治体が義務教育学校制度もしくはその教育課程の中身をすることについて附属機関を設置するかどうかというのは、当然その自治体の裁量によるところではございますが、私が調べる限りはかなりの多くの自治体、教育委員会が義務教育学校制度を検討する場合は、附属機関を設置しているようでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

全国的にあたらしい学校づくり検討委員会は、何か附属機関としてたくさんあるみたいなんですよね。北海道とか名古屋とか小田市とか。それで実際この報酬というか、何名で先ほどおっしゃったのか、ちょっともう再度お願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

委員の数は10人以内としております。ただし、必要に応じて臨時の委員をお招きすることはあろうかと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。それではページを進めてまいります。162、163ページ、164、165ページ、166、167ページ、質疑はありませんか。168、169ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

169ページの13節使用料及び賃借料の中の長与小の例だったと思うんですが、LEDの照明賃借料というのが280万円計上されているんですが、これは照明を借りるということなんでしょうか、どういうことなんですか、もう少し詳しく。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

LED照明器具をまさに借りるということなんですが、ファイナンスリースというリースの考え方をございまして、いわゆるレンタルみたいにその払っている期間の料金をそのサービスの提供に対して料金を払うというのと、ファイナンスリースが要はそこに係る財産もしくはその施工に関する費用を長期継続契約期間の5カ年でこれやろうとしているので、その間を分割払いして払い終わったらその財産の所有権が長与町にくるという、これがファイナンスリースなんですが、そのやり方でしようと思っています。リースにする利点というのは、要は当座のお金が多額に実際かかるんですが、それが月払いもしくは年払いになるので、ちょっとずつ分割払いをしていけるというところが、要はその支払いの平準化ができるっていうのが、このリースによる設置のメリットであるというふうに考えています。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

後の方の説明の中に工事費でLEDを整備するというような話も出てきていたんですけども、ここの場合はもうそういうやり方の方が費用対効果あたりの計算上もいいということなんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

おっしゃられるとおりこちらの方が我々としてはメリットがあるという、これが長与小全体、普通教室も全部をもうLED化しようとしているんですね。だから規模がかなり大きい、大きくすればその分メリットも享受できる。スケールメリットを享受できる。先ほどおっしゃられた個別の学校の特別教室のLED化なんんですけど、これは他の普通教室もやっていて、小規模なのでやはりそれは施工でした方がいいねっていうことで、ちょっとすみ分けで考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（浦川圭一委員）

PCB含有検査委託料なんですけども、3校だったと思うんですけども、まずはちょっと高いなと思うけど、あと2校の方はどうなのかっていうと、あと含有のPCBを含有している機器が出たときは、やっぱり交換する更新みたいなことがあるのかどうか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山下課長補佐。

○課長補佐（山下泰明君）

こちらについては電気設備の点検業者の方に確認をしていただきまして、残りの洗切小学校、高田小学校については、疑わしいものについてはないということの結果が出ております。こちら今回計上させていただいている長与小学校、洗切小学校、南小学校につきましては、低濃度PCBの含有の可能性があるということで、調査をさせていただくんですけれども、どうしても調査をする上で更新というのも同時にしないといけない部分もありますので、そういう費用も含めまして今回計上をさせていただいているところになります。すみません、学校名を間違えてしましました、すいません。含まれていないのは、北小学校と高田小学校になります。含まれているというか低濃度PCBの疑いのある学校が長与小学校、洗切小学校、南小学校になります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

169ページのGIGAスクール運営支援センターの委託料ですけれども、これは6年度、先にどのような形でどういったことを現在されているのか、その辺りをお聞かせください。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

先ほどの説明の中でも触れたところではありますが、ヘルプデスクの運営やネットワークトラブル等の対応、そして教員のＩＣＴ研修などを行っております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

ヘルプデスクの運営というのが、それ自体がちょっと分からないんですが。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

ヘルプデスク、要は電話、メールなどによる相談の対応業務ですね。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

これはそしたらずっと続くものなのか、このG I G Aスクールの運営というのが。現在数年たってますよね。もうこれはそのままずっと続くものなのか、それとももう完成に近づいているのか、その辺りはいかがですか。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

運営支援ということですので、やっぱり機器系のトラブルというのはやはり経年で逆に増えていく可能性もあるものと思います。ＩＣＴの教員に対する支援というところは、当然そのレベルというのは年々上がっていくものと考えておりますが、当然新しい先生方も入ってこられるということもありますので、我々としては一定期間まだ継続する必要があるのではないかというふうに考えているところです。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

実際、授業の中で個別最適な学びとして協働的な学びを今充実させているところでございますけれども、そこにもうＩＣＴというのはもう欠かせない存在ですので、これからますます充実を図っていかなければならぬところでございます。ＩＣＴ研修のおかげで教職員の資質能力は向上しているんですけども、さらなる向上そして運営面でもサポートしていただける状態があると教職員も安心して教育活動ができますので、必要かと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。ページを進めてまいります。170、171ページ、続いて172、173ページ。

安部委員。

○委員（安部都委員）

171ページで授業目的公衆送信補償金というところなんですが、このあたり遠隔操作のそのところがよく分からなかつたので、再度説明をお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

21節授業目的公衆送信補償金のことをお尋ねされてるんですよね。170、171ページの一番上段のことを質問されたんですか。一番上の上段のところのお尋ねということでおよろしいですか。

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

授業目的公衆送信補償金ですね。授業を行う際に著作物を扱うこと、著作物ですね。著作権が付いているものを扱うことというのが頻繁にございます。本来であればその著作権料をそのたびに支払うべきものではあるんですが、この制度を使うことによって、1人当たりの単価掛け対象となる人数分のお金をお支払いをすれば、たびたびその著作権料を支払わなくて済むという制度でございます。

○委員長（中村美穂委員）

172、173ページまで進んでおりますけども、続いて174、175ページで質疑はありませんか。中学校費のところですね、続いて、次のページの176、177ページ、質疑はありませんか。次はページが飛びまして、194、195ページ、学校給食費のところですね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

195ページに7項3目1節報酬、運営委員会委員の報酬というのが示されているんですが、報酬額については質問はないんですが、これはあくまでもこの運営委員会、この規則に基づいて運営がされているのかどうかということと、歴史を見ますとまだ昭和48年につくられたのをそのまま使われてみたいなんですよね。この内容でそのまま公会計になった以降、使われてるのか。この委員がいるからこの運営委員会自体はそのまま存続をしているんだろうと思うんですけども、そこら辺どうなんですか。48年につくられたものをそのまま今でも使えるのかどうかは、ここら辺よく考えてつくり直すべきはつくり直した方がいいじゃないですかというようなことも以前申し上げていたんですけども、どうなんですか、これでそのまま使えるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

前回の議会で浦川委員からご指摘もありましたので、規則等の見直しを図っているところでございます。この今お尋ねがありました学校運営委員会の規則についても見直し

を図って、小麦粉の購入であるとか契約のことも書いてありましたので、そこは排除した形のもので新たな規則を考えて、運営を6年度していくつもりでございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今見直しをされているということなんですが、今歴史を開けば以前のがそのまま載ってるんですよね。だから目に触れるのは、以前のまま出てくるので以前のまま運用しているのかなというような、やっぱり読んだ人はそういうふうに感じるわけですね。取りあえず例規集から消してしまって、でき上がった時点でもた載せ込むという形にされた方がいいんじゃないのかなと。本来であれば去年の3月までにできとかんばのような規則なり要綱とかですね。条例は当時変えられていたようすけども。中を見てみると、これはどうもやっぱり給食費の徴収に関する事項とか、この公金の徴収に関する事項、この運営委員会に委ねていいのかとか、やっぱりそういう疑問もちよつとこうあるようですので、ここもう早急につくり直して、見込みはいつ頃にできるんでしょうか、これは。もう4月から間に合うようにできるんでしょうかね。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

委員のお尋ねのとおり4月からできるような準備で進んでおります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。続いて196、197ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

改めてなんですけど、先ほどと似たような質問なんですが、この賄材料費2億円の支出の運用についてですが、以前質問で決裁3,000万円ぐらいの契約を2つ入札をされてたんですが、それについては町長の決裁も取れてないというような、取らずにやっていたというような答弁を頂いてたんですが、現行はどうなんですか。その後500万円以上の契約とかいうのは、あったのかどうかですね。あったものについてはちゃんと決裁あたりは取っておられるのかどうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

500万円を超えるものはませんでした。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そこは取るようには考えておられるんですか、もしあった場合は。どういう認識をされているのかというのが、私がちょっとよく分からぬもんですから。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

学校給食用物資の調達に関する要綱につきましても、要綱を新たなものに変える手続きを今踏んでいるところでございます。新年度はその新たな規則にのっとって、町長決裁を仰ぎながら進めていく所存でございます。

○委員長（中村美穂委員）

山本次長。

○教育次長（山本昭彦君）

学校給食用の物資の調達に関する規則を2月29日で交付をさせていただいております。同時に今まであった要綱の方は廃止をさせていただいて今規則の方を交付をさせていただいておりますので、次から行うときにはこの規則にのっとった形で、入札等を行っていきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

その作られる要綱は要綱でよろしいかと思うんですが、町長の決裁区分については町の重要な事項については町長の決裁をしなければならないというのがあって、その中に500万円以上の契約があるわけですから、そこはもうしっかりと守っていただきたいと思うんですが。ちなみに1つ私がいろいろこうあって例をちょっと今読ませてもらいますと、愛媛県の久万高原町という所で職員が決裁を受けずに入札をしたと。勝手にしているわけですよね。自分で準備して、仕事が何か事務処理が遅れただとかなんとかという、そういうことからですね。20代の職員が独断で手続きを進めて入札を執行させたと。幸いにもこれは落札者がいなかったということで契約には至ってなかったんですが、全く同じですよね。この職員はどうなったかというと懲戒処分ですよ。処分を受けてるわけですよね。減給10分の1の3ヶ月、懲戒処分を受けている。決裁を受けないで入札をして懲戒処分ですよ。全く一緒じゃないですか。おまけにこっちの場合は、決裁を受けないで入札をして、契約まで済ませていたわけですからね。だから相当重要なことだということを認識いただいて、しっかりと新年度から取り組んでいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか、次長。

○委員長（中村美穂委員）

山本次長。

○教育次長（山本昭彦君）

その辺は重々認識をしておりまして、今回も規則の方を交付をさせていただいており

ますので、その規則にのつとった形で入札等々、事務の方を進めてまいりたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

197ページの委託料の方で給食調理委託料が、前年度よりも少し上がってると思うんですけど、今年から夏休みが2学期が始まるのが早いとかいうことで8月の後半から始まるとかそういうことで、今までだったら8月丸々休みで給料を払う必要ないとかそういうことなのかなと思ったんですけど、だからその分何か支払いが多くなるのかなって勝手に自分想像していたんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

この予算のアップにつきましては、人件費の単価の向上でございます。8月25日から2学期という形で6年度はスタートしますが、給食については9月1日からとなっておりますので、給食回数が増えるということではございません。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

自分はもともと安いと思っていたんですけど、給食配送委託料はちょっと去年と比べたら上がってるのかなと思うんですけど、その辺の説明をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山下課長補佐。

○課長補佐（山下泰明君）

こちらについてもドライバーとかの人手不足に加えまして、物流の2024年問題などもございまして、業者の方からはちょっと人件費の部分で人材を維持するために価格の方に転嫁させてほしいという話がありまして、そういったこともありまして予算が増えている状況になっております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。続きまして198、199ページまで質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。それから主要な施策に関する説明書、19、20ページと21、22ページに主要な施策の説明書のところも含めて質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

先ほどちょっと聞き忘れたんですが、197、199ページのところですが、給食調理場の調理器具、調理場においての取り替え工事ですよね。それと給食共同調理場の備品購入のところで、これは先ほど真空冷却機とおっしゃいましたかね。これは何年ぐらいたい持てるものなのか、その辺りをお聞かせください。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

こちらは今現在共同調理場にありました蒸煮冷却機といって和え物を作る器具ですね。こちらが今故障してもう稼働をしない状況になってて、その取り替えということになるんですが、これ自体は南小の共同調理場ができてすぐから今まで稼働してたので約30年近く稼働してた。実際はそのメーカーが推奨する耐用年数っていうのは、もう恐らくそれよりも短いかと思いますが、やはり財政面も含めちょこちょこ修繕をしながら維持しつつ、相当期間は使っていきたいというふうに思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。全体を通して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

171ページの小学校教育振興費で備品購入費、教材備品購入費というのが六百幾らと。中学校と比べてちょっと少し高めなのかなと思うんですが、何か今年購入するものがあるのかどうか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

島係長。

○係長（島美紀君）

令和6年度が小学校の教師用の教科書と指導書の改訂年度となっておりまして、それに係る費用が入っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

今回の予算に関係ないのかもしれないんですけども、長与中学校のiPadっていうのが多分ほかの学校と比べて先行して入れられたと思うんですけども、あれの更新時期というのが、いつ頃来るのかというのと、そのときの費用はどこから出すのかというのが、分かれば教えていただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

今確かに百幾つか先行して入れてると思うんですけど、今も特に使用上問題ないということで、そのまま使ってる状態です。ですので今後 iPad の耐用年数が切れた際に、そのときに一緒に変えようというふうに今現在は思ってるところです。今ちょっと様子見というところです。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

ないようでしたら教育総務課、学校教育課の質疑を終わりたいと思います。

これで質疑を終わります。

10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時34分～10時45分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして議案第23号の教育委員会所管分の生涯学習課の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

皆さまおはようございます。それでは議案第23号令和6年度一般会計歳入歳出当初予算の生涯学習課分につきまして、ご説明させていただきます。予算書の9ページをお願いいたします。第3表地方債でございます。下から2番目、保健体育施設整備事業290万円が生涯学習課所管分です。令和7年度に工事を予定しております武道館の屋根防水、こちらに係る令和6年度分の設計委託料の起債相当分になります。続きまして、予算に関する説明書によりご説明をいたします。まず歳入でございます。14、15ページをお開きください。下の方になります。13款1項3目労働使用料4目農林水産業使用料は、勤労青少年ホーム、働く婦人の家、多目的研修集会施設の施設使用料、こちらになります。その下、5目土木使用料2節都市計画使用料は、次のページ、説明の2番目、都市公園使用料を存目計上しております。その下、6目教育使用料は、全て所管分になります。公民館施設、文化施設、スポーツ施設、こちらの使用料となります。26、27ページをお願いします。15款2項7目教育費県補助金4節社会教育費補助金は、長崎県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金として、土曜日の子どもの居場所づくりなどを目的に公民館などで行っております地域子ども教室、こちらに対する県補助金になります。5節保健体育費補助金は、令和6年度に開催されます日本スポーツマスターズ長崎県大会に関わる歓迎おもてなしに関わる経費の補助金相当分になります。長与町では総合公園で男子ソフトボール、こちらが予定されております。次のページになります。15款3項7目2節社会教育委託金は、市町村権限移譲等交付金で、史跡管理分の存目計上分と有害図書などの立入り調査分、こちらを計上しております。3節保

健体育費委託金は、地域スポーツ活動推進事業委託金として、今まで学校教育課で行つておりました部活動の地域移行、こちらの事業につきまして来年度より学校教育課とともに生涯学習課で生涯スポーツの一環として行う事業、こちらの委託金となります。同じページの下の方、16款1項2目1節利子及び配当金のうち、7行目、21世紀ふれあい基金運用収入を存目計上しております。次のページになります。中段下の方です。17款1項6目3節社会教育費寄附金を存目計上しております。次のページになります。18款2項5目1節21世紀ふれあい基金繰入金は、青少年の体験活動に対する補助金の財源充当分になります。次のページになります。20款5項3目1節雑入になります。説明書の方から説明のところからいきます。7行目清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち187万4,000円、2行下、各種施設電話使用料のうち1,000円、その下各種施設コピー使用料のうち3万9,000円、その下、長与町郷土誌売扱収入、次のページになります。3行目、テニス広場コインロッカー使用料、2行下、電柱等設置使用料のうち8,000円、5行下、自主事業チケット売扱収入、2行下、広告掲載料のうち8万4,000円、5行下、長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金のうち100万円、5行下、陶器制作料、下から5行目の各種施設電気使用料、3行下のカーポート設置使用料、その下、講座参加者負担金、以上が雑入になります。次のページになります。21款1項5目1節保健体育施設整備事業債は、予算書でもご説明申し上げました武道館の屋根防水工事に係る設計委託料の充当分になります。歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出に入りたいと思います。歳出の考え方をちょっと申し上げたいと思います。基本的には例年と同様の歳出であります。大規模修繕や改修等の工事は、大きなものはありません。主なものや変更点を中心に説明をさせていただきたいと思っております。それと共に通項目としての考え方ですけど、公民館施設や文化ホール、町民体育館など各施設における一般事務補助パート報酬、こちらや各種手当などの人件費相当分、シルバー人材センターへ委託している項目、こちらなどにつきましては、役場他所と同等に考え方と同じで、増額計上しております。また、複写機のリース、コピー代等の情報政策課の移管分、こちらにつきましては、全て減額の処理を行っております。では中の方に入っていきます。まずは124、125ページになります。5款1項1目勤労青少年ホーム管理費は、全て生涯学習課所管分となります。1節報酬の勤労青少年ホーム運営委員会委員報酬につきましては、勤労青少年ホームと働く婦人の家の運営委員会を合同で実施しておりますので、2館分の委員報酬を計上しております。7節報償費の講師謝礼は、勤労青少年ホーム主催講座の講師に対する謝礼となります。以降それぞれの各施設につきましても施設ごとにいろいろな主催講座を企画開催しております。そういった分の謝礼等が今後出てくるかと思います。10節需用費の修繕料は誘導灯の取り替えを計上しております。次のページになります。17節備品購入費では、パンの発酵器を計上しております。18節負担金、補助及び交付金の2行目、勤労青少年ホーム各種

負担金は、高所分煙感知器取替工事の社会福祉協議会への負担金になります。続きまして2目働く婦人の家管理費も全て所管となります。主な支出としましては、次のページの14節工事請負費、こちらで講習室の空調機改修工事を予定しております。ちょっと飛びます。136、137ページになります。6款1項6目多目的研修集会施設管理費は、全て所管分になります。こちらは今年度屋根防水工事が終了いたしまして、次年度は特段の支出を予定しておりません。例年どおりのものとなっております。次に大きく飛びます。176、177ページになります。下の方から始まります。10款6項こちら全て所管となります。まずは1目社会教育総務費では、すいません、もう次のページにまた行きます。178、179ページの中ほどになります。10節需用費の修繕料では、つどいの家における自動火災報知器設備の取り替えを考えております。次のページになります。17節備品購入費では、人権啓発用としての図書購入。18節負担金、補助及び交付金の7行目、PTA関係補助金では、通常の運営補助金に加え、長与小学校創立150周年記念事業補助金といたしまして、30万円を計上しております。続きまして、2目公民館費になります。こちらは長与町公民館、高田地区公民館、上長与地区公民館の3館分になります。1節報酬の1つ目、公民館運営審議会委員報酬につきましては、3つの公民館と多目的研修集会施設、こちらを合同で会議を実施しておりますので、4つの館の委員報酬をこちらで計上しております。次のページになります。需用費の修繕料、こちらでは長与町公民館和室の畳の補修、高田地区公民館の多目的トイレのウォシュレットの交換、上長与地区公民館の熱感知器の取り替え等を計上しております。14節工事請負費では、上長与地区の和室空調工事、高田地区公民館の男子トイレの洋式化工事などを考えております。その他、経常経費につきましては、大きな変更はございません。続きまして、3目図書館費になります。下の方になります。1節報酬の2行目、新図書館整備計画検討委員会委員報酬分を計上しております。次のページの中ほどになります。10節需用費の修繕料では、移動図書車ほほえみ号のタイヤ交換の費用、12節委託料の3行目、施設業務管理委託料は、図書館10名分の人物費等になります。こちらが管理公社への委託分、司書5名と司書補助員5名分となっております。その他図書館の経常経費につきましては、例年と変更はありません。次のページになります。4目文化振興費では、7節報償費の一番上、自主事業謝礼では、2公演分を計上しております。12節委託料では、開発工事等に伴う発掘調査作業に関わる各種業務の委託料を計上しております。文化振興費では、5年に1度の、昨年はありました郷土芸能大会ですね。令和5年度に実施しましたので、令和6年度は基本的には例年どおりの形での予算計上となっております。次のページになります。5目文化施設管理費では、10節需用費の5行目、電気使用料につきましては、今年度予定しておりました電気調達方法の変更による仕入れの方法が不調に終わりまして、通常の状態での電気料となります。プラス昨今の電気事情に反映されて、大幅な増額となっております。その下、修繕料では、自動ドア制御コントローラーや自動火災報知機などの修繕を予定しております。1

2節委託料では、文化ホールの照明や音響などの舞台技術および業務管理委託に加え、舞台設備やエレベーター、発電機等の各種保守点検委託料などを計上しております。それから次のページまでの190、191ページまで、その他経常経費につきましては、例年と大きな変更はありません。10款7項7目保健体育総務費、こちら全て所管になります。来年度は特段の事業としまして、先ほども少し申し上げました日本スポーツマスターズ長崎大会の男子ソフトボールが長与町で開催されます。事業自体は、長崎県が設置いたします大会の実行委員会と各種競技団体が主体となって開催される予定でございます。長与町としての大きな人員の動員とか費用の必要はありませんが、一部会場の設備でおもてなしの活動として、10節需用費の消耗品で計上したり、12節委託料として看板作成委託料を計上している状況です。また12節委託料の一番下、地域スポーツ活動推進事業委託料につきましては、歳入でも申し上げましたとおり、今年度まで学校教育課で行っておりました部活動の地域移行、こちらにつきまして来年度より学校教育課とともに、生涯学習課で生涯スポーツの一環として事業を継続していくものとなります。次のページをお願いします。18節負担金、補助及び交付金の各種大会参加補助金では、県民体育大会が来年度は佐世保市を中心に行われます。そのため今年よりは少し増額をしております。その他経常経費につきましては、例年と大きな変更はありません。次に2目体育施設管理費では、こちら全て所管分になります。各種スポーツ施設の管理費になります。10節修繕料では、町民体育館の消火栓取り替えや防火扉の修繕などを計画しております。次のページをお願いします。12節委託料では、武道館屋根改修工事設計費用を計上しております。14節工事請負費では、体育館の壁面補修工事とかテニス広場の時計の設置工事などを計画しております。その他経常経費につきましては、大きな変更はありません。以上で歳入歳出に係る説明を終わります。

なお主要な施策に関する説明書に、主要な施策、特別職・非常勤の職員の報酬一覧、補助金・負担金の一覧、長期継続契約の一覧、基金の状況等が掲載されておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。ちょっと10款7項1目保健体育総務費の部分をすいません、私が7目という形で発言させていただきました。これを1目の方に訂正をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。まず予算書の9ページ地方債、保健体育施設整備事業290万円の地方債のところと、それから予算に関する説明書のまず歳入のところから質疑を受けますけれども、14、15ページ、労働使用料とか、続きましてその次のページ、16、17ページ、少し飛んで26、27ページ。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

27ページの保健体育補助金のところですけれども、金額は別にいいんですけども、

このマスターズ大会等の内容について何チームぐらい来るのか、何日期間とかそういうところが分かれば、教えていただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

マスターズにつきましては基本的に競技を行っていた人たちの中で35歳以上を原則といたしまして、各団体でマスターズのまず何歳以上というのを決める大会になります。長与町では9月28日からの4日間を予定しております。そして、長与町ではふれあい広場と総合公園の2会場で試合をする予定でございます。全国から昨年度見た福井大会の話でいきますと、30数チーム、各県代表というよりは各地区代表が数団体ずつ出ている状況でございました。ソフトボールはそれぐらいで、よその部分についてはすいません、参加チームの数というのはちょっと把握はしておりません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

それでは続いて28、29ページ、30、31ページ、32、33ページ、34から37ページ、雑入ですね。先ほどの予算書でもありました38、39ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

丸田荘の利用料は違いますか。違う。すいません。

○委員長（中村美穂委員）

それでは次に歳出に移りたいと思います。ページがだいぶ飛びまして、124、125ページ、続いて126、127ページ、128、129ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

129ページの工事請負費で、先ほど空調の設備関係の費用だということで言われたと思うんですが、これ何台ぐらいされるのか。付け替えなのか、修繕なのか、何台ぐらいされるのか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今回予算計上しているのは1台相当です。1部屋と言った方がよろしいですかね。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ちょっと聞くところによりますと、何部屋ももう壊れたりとかしてるんだということをちょっとお聞きしてるんですよ。ここは部屋は有料で貸すんですよね、使用料の対象

になっている所ですよね。1部屋って。やっぱりお金をもらって貸す以上は、それなりに整備をしてやらんといかんとじゃないんですかね。どれぐらいあるか把握はしてるんですか。もしその修理をしようと修理か取り替えかしようと、残りはどれくらいあるのか、そういう何か試算はされてますか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今何部屋という形ではちょっとお答えにくいんですが、次々に壊れている現状でございます。元が全館空調だったものをやはりもう全館のガスは難しいということで、1カ所ずつ1部屋ずつ今やっている状況で全館も効く所と効かない所とありまして、それがそのシーズンごとというか、毎回変わっている状況でありまして、取りあえず優先順位として大きな所から順番にやっていこうという予算を考えまして、やっている状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

もうどうせせんばとでしょうから、お金をもらって部屋を貸し出して暑くてたまらないと言ったってですね。せっかくなら何台か、もちろん予算が伴う話ですので、あなたたちも厳しいと思うんですけど、先送りにしてたってどつかでどんとやらんばような話になりますから、何かやるときにもうちょっと頑張ってやっていただけんかなあって思うんですが、6月の補正でもぜひ考えていただけないでしょうかね。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

この件につきましては財政当局とさらに協議を詰めて、言われるとおり、この施設じゃなくて他の所もなかなか空調というのが厳しいものがあっております。折衝を進めたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。続いて、少しページが飛びます。136、137ページ、多目的研修集会施設管理費ですね。質疑はありませんか。続いてまた少し飛んで、138、139ページまで質疑はありませんか。続きまして少し飛びます176、177ページ、下段のところ。続いて、次のページにも178、179ページ、続きまして180、181ページ。

堀委員。

○委員（堀真委員）

181ページの負担金、補助及び交付金の上から4行目の長与町子ども会育成会連絡

協議会補助金についてなんですが、まず一つ目、この予算の内訳を教えていただきたいです。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

この74万7,000円、全て子ども会の連絡協議会の方に行く予算になります。補助金要綱上あくまでも予算の定める額として設定しております。この中途半端な数字がたぶん今まで、一番最初100万円とか切りのいい数字での補助がいってたと思います。今までの中ですっとシーリングという形で何%減額、何%減額という形で減らされていった額での今落ち着いた額での74万7,000円という、この数字に落ち着いたものと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

堀委員。

○委員（堀真委員）

回答ありがとうございます。あと2つだけ質問させていただきたいのですが、1つ目がこの役員になるということで、今まで4、5年ぐらいだったところが持ち回りが早まってきて2年置きに、その子ども会の役員になる。そういうことで役員の負担が出てきているということで、この役員の負担を減らす方法、策があるかということが1つと、それから球技大会でドッヂビーとか開催されていると思うんですけど、その大会に参加するに当たって子ども会に参加していないと出られないといったルールがあるみたいで、子ども会に属さなくても参加できないのか、これら辺のルールの改定の考えはないか、この2つ質問させてください。

○委員長（中村美穂委員）

今のがたぶん子ども会、単独子ども会の話じゃなくて、この長与町子ども会育成会連絡協議会が運営する各子ども会に対する理事の輪番ですね。それのことだと思うんですよね。なので、それぞれの子ども会の役員の話になると、町が答えられないと思うんですけど、そういうこの組織が要は簡単に言えば子ども会の数が減っていることで、その子ども会の育成会長とか運営する保護者の人たちの負担が大きくなっているんじゃないかなということで、その大本の町子連の理事というか、その理事を集めて大会とか、球技大会とか、そういうものの運営に係るものだと恐らく思うんですけど、そこが生涯学習課で答えられるかどうか私も団体のことなので分からぬんですけど。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

子ども会の役員の輪番制につきましては、各団体等で決めることになろうかと思いま
すので、所管の方としての意向というか、こうした方がいいというのはありません。もう一つすいません。ドッヂビーの件、これは子ども会に入っていないと出れないという前提ですが、今年度混成子ども会という形で子ども会がない自治会、子ども会がないところ、こういったところも入れるようになっておりますので、そういった形で子ども会がない地区のお子様も混成子ども会に入っていただければ、参加ができるという形に今年度からやっております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じところで181ページのPTA関係補助金の78万6,000円、これは今回長与小150周年というところで、30万円の根拠は主催はPTAでしょうけれども、長与町としてはどのような関わりをするのか。そしてまたその残りの48万6,000円については、小学校と中学校の各学校での割ったものということでおろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

この30万円につきましては今回協議をさせていただいて決めている状況であります
て、まだ内訳等は出ておりません。残りの分につきましては、全て小中学校のPTAの運営補助金、定額の5万4,000円掛ける8校になります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。ないようでしたら次に進んでまいります。182、183ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この183ページの図書館費の中に新図書館整備計画検討委員会の報酬が計上をされているんですが、先日私ども議会懇談会の1月31日に開催した中で、これは想う会が作ってきたプリントの中に、新図書館整備計画検討委員会が閉じられたことによって、直接意見を言うことができなくなったというような文面が書いてあるんですね。閉じたものをまた新年度からまた発足するということなんでしょうか。どうなんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

この検討委員会自体は閉じたということではありません。重要なこととか協議することがありましたら、また開いてその内容を答申しやないですけど、お願ひして協議の場を設けるという形で来年度も予定はしております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

想う会よりいただいているんですが、それならこの方たちも今までどおり直接意見を言うことができるわけですね。できるということで理解していいんですかね。この方たちはもう閉じられたと思ってたみたいなんで。分かりました。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。ページを進めていきます。184、185ページ、続いて186、187ページ。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

文化振興費の中の委託料で開発工事等に伴う発掘調査作業委託料、これは長与三彩の所の話なのかなと思うんですけど、去年発掘作業が行われて、今現在どういう状況なのかということと、今年度予算でどういうことをするのかというのを教えてもらいたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

この件につきましてはおっしゃられるとおり、長与皿山窯跡関連というところの部分で、おっしゃられるとおりその開発を民間業者が行った所を今やっています。思ったより長く次々に遺構遺物が出ておりまして、今現在もまだ引き続き調査をしている状況でございます、町としてもですね。年度でたぶん終わらなくてそのまま来年度も引き続きやっていかないといけないかなとは、所管としては考えております。あとは開発業者のご協力の下、どこまでやっていくかという部分につきましては、まだ協議中というお答えをしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。ページを進めてまいります。188、189ページ、質疑はありませんか。190、191ページ。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

191ページの一番下の地域スポーツ活動推進についてですけども、これはもう先ほど説明がありましたように、学校教育課一緒にいいんですかね、部活動の。まずはそれから。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

基本的な考え方といたしましては、まず休日の部分ですね、この分については私どもの方、生涯学習課の方に移管されるという部分と、平日の部分につきましては学校教育課とともに来年度、再来年度、時間をかけて移行をしていこうという考え方で今進めています。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

何というかな、この地域部活活動についてはもう長与が見本となって、指定地域自治体ということで、教育長をはじめ頑張っておられるのがつくづく分かっております。成果も出ているようですが、やはりいろいろ部活の指導者の方の話によりますと、やはり少し不満も出てきているような感じがしておりますけども、その辺の状況はどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

この地域スポーツの推進委託料、今年度が学校教育課で行っておりました。次年度からは生涯学習課で行うと考えておりますので、現在の状況につきましては、私どもでは把握はできません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

続いて192、193ページ、194、195ページまで、それから主要な施策に関する説明書の生涯学習課のところが19、20ページに書いておりますが。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

主要な施策に関する説明書の20ページに日本スポーツマスターズ大会ソフトボールを長与町で開催するというようなことが書いてあるんですが、ちょっと聞きたいのが、こういうものというのは町がぜひうちに来てくださいというのを希望して、この会が開催されるのか。それともどうなんですか、県、国あたりからもう長与町でやってくださいよというような、これを引き受けければ相当大変なことになると私は思っているもんですから、長与町が希望してやられてるのか、そこら辺の成り立ちをちょっと教えていた

だけますでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

こちらにつきましては国体等々まだ単県開催、今は長崎県だけでの開催になっております。昔の国体と一緒にのような形です。その中で長与町でも何かできないかという形で県の方から依頼を受けて、長与町が簡単に、簡単に言ったら失礼ですけど、受けやすいのはやはりソフトボールの経験があるので、ソフトボールでどうかという協議をさせていただいて、最終的に今回落ち着きました。そういう形になります。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

このかかる費用の財源内訳を見ますと一般財源で20万円ということで、国、県で、もう全額これは持ってくれんばような話じゃないかなと私は思っているんですが、私どもインターハイをちょっと以前昔、だいぶ昔なんですが経験したときにもう職員が総出でこっちの業務は大丈夫かというぐらいそれぐらいやっぱり大変だったと思うんですね。だからそれに近いものがあるのかなと思って。とてもこの金額で示せるような町の対応だけじゃないと思うんですよ。だから喜んで引き受けられていればいろいろ言われないなあ思いながら。事情はだいたい分かりました。ありがとうございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。全体を通して質疑を受けます。質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

これはちょっと今回の予算というのは、ほとんど経常的な経費でほとんどないと思うんですけど、所管としての意見として一つ参考までに聞きたいんですけど、今図書館の建設というので今皆さんからよく注目を集めているんですね。この中にも新図書館計画の特別委員会であるとか、それと管理公社の経費の分が出ておりますけど、今の状況の中で今度新しく新図書館を造るにおいて、この管理公社の経営運営でいいのかどうかというのは、そういう分での所管での感覚、いろんな指定管理をするところもあるし、今後経費の問題が出てくるんですね。だからいずれここを生涯学習課が受けるようになります。そうすると所管としては、この中でこの今の管理公社の体制でいいのかどうかというのを話し合いになったことがあるのかなということです、実務としてね。今実際に図書館を運営している中の意見をちょっと一つ聞きたいということと、先ほど松林委員からも皿山の三彩の件で質問がありましたけど、これははっきり言って業者はものすごく困ってるんですよね。業者というのは営利業者だから、要は予定までに建てないと大損害を受けるんです。今の現状だったら今幾らか掘ってたけど、いつになるか分からな

い。これは文化財の指定になればこれはできなくなる。それについての補償とか、そういうものも出てくると思う。だからそれについての考え方も、この2点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

図書館の運営につきましては、基本的に今現在行っています管理公社、同じ人員、たぶん増員はあろうかと思いますけど、今図書館で頑張っていただいている方々でやつていきたいと所管としては考えております。2点目の皿山の件の遺構につきましては、こちら先ほど申し上げたとおり、内容がどんどん変わってきて実際のところ年度内にはもう終わりたいと思っていたんですが、掘れば掘るほどいろいろ出てきて。町としても一定どこかで区切りをつけて終わりたいとは考えております。ただし、今後それ以上のものが出ていた場合というのは、業者の負担にもなってくるので、その補償等は基本的にはないかと考えておりますが、今のところはまずは何があったのかという部分を町として把握して、先に進みたいというもう話しか今のところはちょっとできないかと思います。この先いつまでにどうするかという部分を明確にお答えすることができない状況であります。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

この皿山につきましては、あの地域の住宅全部出るんですよ。あの近くは皿山の付近は私の知り合いも3軒ありますけど、3軒とも掘れば全部出ます。だから要は結局そこも掘れば出るわけですね。見ても分かるんですよ。土をちょっと掘っただけで出るわけだから。個人の今所有されている所もね。だからそういう分での不公平さ、公平さも欠ける部分が出てくるわけです。ですからそういう分ではやはり行政としてもちゃんとした線引きをしないと、もう時間を置けば置くほど経費がかかるんです。あれは開発行為として一応申請をして、たまたま道路が壊れて、その中から要はその土器が出てきたということで、非常に業者からすれば災難みたいなものなんですよね。だからそういう部分についてもやはり行政としての明確な業者に対する判断をやっぱり言つとかないといけない。それともう1点、先ほどの図書館については、要はその管理公社でいいということで、間違いない。私は今回なぜ今の質問をしたかというのは、6月の一般質問の中でイニシャルコストとランニングコストについての質問をしたいと、だから要は知恵と経費、これについての結局質問をしたいと思いますので、所管が今やってるのが要は結局今のがベストであるというふうに考えてるっていうことであれば、またそれについて私も質問しなくていいいけないもんですから、お尋ねしたわけです。確認しますけど、管理公社の今の運営でいいということで確認しておきますね。いいですね。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

まず皿山の件ですが、現状一番最初は開発行為自体を止めておりました。今現在はもう動ける部分について動いていいですよ。動ける分については動いていいですよというか、動ける部分が今現状出てきております。そういった場所につきましては、もう工事をしておりますし、あとはこの件につきましては、町の権限がない部分と言ったらおかしいですけど、文化財保護法という大きな法律があります。それにのっとって私たちも民間業者も一緒に共になって仕事をしていくものと考えております。2点目の図書館の部分ですね。ここにつきましては、先ほども申しましたとおり管理公社での協議を今進めている状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで生涯学習課所管分の質疑を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

それでは続いて、議案第23号の本委員会に分割付託を受けました農業委員会所管分についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山崎事務局長。

○農業委員会事務局長（山崎昇君）

皆さんこんにちは、よろしくお願いします。令和6年度長与町一般会計当初予算に係る農業委員会所管分の説明を一般会計予算に関する説明書に沿って説明いたします。

歳入の24、25ページをお開きください。15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金のうち、1行目の農業委員会交付金、2行目の農地利用最適化交付金、6行目の農地集積・集約化対策費補助金の3件が農業委員会所管です。1行目の農業委員会交付金は、農業委員会の円滑な活動に資するために交付される交付金でございます。2行目の農地利用最適化交付金は、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するために交付されるもので、内容としては、農業委員や推進委員が農地利用の最適化に資する活動を行った場合に、その活動実績および成果に応じ農業委員報酬の加算分の財源として交付されるもの、および農業委員会事務局が行う活動に要する経費の財源として交付されます。6行目の農地集積・集約化対策費補助金は、担い手の農地集積・集約化を推進するために交付されるものでございまして、これについては毎年夏場に実施します農地利用状況調査に係る経費の他、農地台帳の整備に係る経費に充当しております。34、35ページをお開きください。20款

諸収入5項雑入3目雑入1節雑入の5行目、農業者年金事務委託手数料が農業委員会の所管です。これは農業者年金事務に要する経費を農業者年金基金から交付されるものでございます。以上が歳入です。

続きまして歳出です。128、129ページをご覧ください。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は、全て農業委員会の所管でございます。1節報酬について、農業委員会委員報酬および農地利用最適化推進委員報酬は、農業委員12名と農地利用最適化推進委員8名の報酬です。基本額および各委員の農地利用の最適化に資する活動に係る上乗せ報酬でございます。上乗せ報酬については、先ほど歳入で説明申し上げました農地利用最適化交付金が充てられます。農業委員会委員候補者評価委員会報酬は、委員辞任による改選によるものでございます。一般事務補助パート報酬は、農地利用状況調査や意向調査などの資料の整理や農地利用の最適化活動の補助業務を行っていただくパート職員に対する経費でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、農業委員会職員3名分の入件費を計上しております。7節報償費は、農業委員研修時の講師謝礼と農地等利用関係紛争処理に係る報償費です。次ページをお開きください。一番上の農地利用状況調査に係る調査の謝礼をそれぞれ計上しております。8節旅費は、普通旅費および研修旅費は、職員に係るものを、費用弁償は、農業委員および農地利用最適化推進に係るものをおよび会計年度任用職員の通勤手当をそれぞれ計上しております。9節交際費では、会長交際費として計上しております。10節需用費は、農業委員会業務に要する消耗品費、食糧費、印刷製本費をそれぞれ計上しています。11節役務費は、令和4年度に購入したタブレットのインターネット接続料を計上しております。13節使用料及び賃借料は、研修会等に出席するために使用的有料道路等使用料およびMDM利用料をそれぞれ計上しております。MDMとは、タブレット紛失時の第三者による不正利用対策や遠隔地からの端末ロック、初期化ができるものです。年間の利用料は補助対象経費となっております。18節負担金、補助及び交付金は、農業委員会業務に関連する団体への負担金および補助金をそれぞれ計上しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を受けます。まず歳入ですね。歳入全般で質疑を受けますけれども、ページ数は24、25ページ、それから34、35ページの雑入のところですね。歳入について質疑はありませんか。ないようでしたら歳出に移ります。128、129ページ、次のページの131ページまでですね。歳出となっておりますけれども、質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

歳入の方で聞かなくてはいけなかったのかもしれないんですけど、まず歳入で農地利用最適化交付金というのが、前年度と比べて倍近くに上がってると思うんですけど、そ

んな中で今年度の支出の部分であんまり活動費用が上がってる科目がなさそうなんですが、何というかな、やっぱり補助金が多かったら今年は何かするのかなというふうにイメージしてたんですけど、何か今年と去年と比べて活動内容が違うんだったらその辺を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山崎事務局長。

○農業委員会事務局長（山崎昇君）

最適化交付金ですけども、令和5年度今回補正でも344万円に上げております。今回補助金、補助額が歳入上がったものに対して、来年度見込み計上ということで上げさせていただいております。事業の内容的には今年度も昨年度も変わりません。今回補正予算の説明になるんですが、増額された分については、農業委員会で最適化の活動にかかった経費の方に充当しておりますので、歳出が増えたということは特にございません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。歳入歳出、農業委員会所管分で全体にわたって質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

131ページの農地利用状況調査謝礼なんですが、何人いらっしゃるのか。そして年間どのような何日ぐらいの稼働があるのか、そのあたりいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎事務局長。

○農業委員会事務局長（山崎昇君）

予算といたしましては、農業委員、推進委員で20名、それプラス協力員ということで15名を予定をして、10日の7時間で計算をして予算的には計上しております。予算の計上は先ほど申し上げたとおりなんですが、5年度の実績といたしましては全部で34名の延べ1,883時間の活動をして、農地の調査ですね。農地を全体で9,000筆ほどあるんですが、それを調査をしております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

そこで、その調査において例えばここは耕作放棄地とか、農地適用とか、そういうところでそのところで判断をその方たちがされ、そして町としてはどのようなその後の報告を受けて、適用をまたその後にどういうふうな形でされてるのか、教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山崎事務局長。

○農業委員会事務局長（山崎昇君）

農業委員会といたしましては、農地調査のあと意向調査というものを行い、遊休農地であった場合そこに意向調査という調査を行います。その中で貸したいとか、売りたいとかいう情報を得た後、それを産業振興課と協議をして、貸し借りにつなげていくという業務をやっているような状況です。農業委員会で何かを耕作をするとか、遊休農地の解消の農地改良などは行っていないという状況です。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

農業委員会のそういう調査の報告を受けて、その方たちは改良とかしないとかいうことなんですが、そこは分かっているんですが、例えばその調査を受けて、それを産業振興課と共に貸したいとか借りたいとかいう調査をお互いに協議をされるんですね。そしてそれを農業、例えば貸したいというときには農業調査員の調査とかなんとかは、そのところでいるんでしょうか。調査というか、何って言つたらいいのかな。認可というか、協議をされる所。

○委員長（中村美穂委員）

山崎事務局長。

○農業委員会事務局長（山崎昇君）

農業委員会としましては、まず貸借の貸し借りの話が来たときに、まず産業振興課の方で手続きを行います。貸す方法としては、農地中間管理という団体があるんですが、そこを経由した貸し方と、相対といいまして個人間でのやりとりですね。そこに役場が契約仲裁に入るような格好のものなんですが、この方法を手続きをして、その手続きに対して農業委員会で毎月審査を、農業委員会総会がありますので、毎月審査を行っております。この審査自体、今年度4月から2月までですけども、貸し借りの話に関しては全体で41件、80筆の相談で問題なしということで判断をしております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで農業委員会所管分の質疑を終わります。

本日はこれで閉会いたします。

（閉会 12時07分）